

水上村移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 水上村は、水上村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、水上村内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するために行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）等から水上村に移住した者が移住支援金の要件を満たす場合に、予算の範囲内において水上村移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することとする。

当該支援金の交付については、水上村補助金等交付規則（平成12年水上村規則第1号）及び熊本県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(支給対象者)

第2条 支援金の支給対象者は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件を満たす申請者とする。

(1) 移住等に関する要件

2人以上の世帯の場合にあっては、次に掲げるア、イ、ウ及びエに該当し、単身の場合にあっては、次に掲げるア、イ及びエに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のa、b、c及びe又はd及びeに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東

京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

- d 住民票を移す直前に、熊本県内を除く、三大都市圏を始めとする都市地域等のうち、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法又は小笠原諸島振興開発特別措置法（同法の指定区域をいう。以下同じ。）以外の地域に居住していたこと。
- e 移住元で税金・保険料・使用料等を滞納していないこと。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 支援金の申請時において、転入後 6 か月以上、1 年以内であること。
なお、国による年度当初予算の第 1 回交付決定前であったことにより、転入後 1 年以内に申請を行うことができなかつた場合には、交付決定日から次に示す日数、申請受付を可能とする。

受付日数：当該年度の 4 月 1 日から転入後 1 年となる日までの日数とする。

- b 水上村に、支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。
- c 転入後、分館活動への参加等、地域と関りをもつことに努める意思があること。

ウ 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- b 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- c 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。

エ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと（2 人以上の世帯にあっては、世帯員も同様とする。）。
- b 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

- c 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。
- d その他水上村長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

一般の場合にあっては、アからキに該当し、プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した場合にあっては、ア及びキからコに該当すること。

- ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 就業先が、県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- エ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて次に掲げる事項の全てに該当する対象法人に就業していること。
 - a 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が 10 億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
 - b 資本金 10 億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね 50 億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。
 - c みなし大企業でないこと。（ただし、上記 b の法人がいわゆる親会社である場合は、みなし大企業としない）
 - d 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。
 - e 雇用保険の適用事業主であること。
 - f 「くまもと移住定住UIJターン就職支援センター」へ登録している法人であること。
 - g 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業者でないこと。
 - h 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。
- カ 当該法人に、移住支給金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

ク 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ケ 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

コ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ、週 20 時間以上テレワークを実施すること。

ウ 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

あらかじめ移住支援窓口等へ相談している者で、転入時 50 歳未満であって、次のアに掲げる関係人口要件のいずれかに該当し、かつ、イに掲げる地域の担い手確保の要件のいずれかに該当すること。ただし、水上村産業担い手支援事業給付金の該当者は除く。

ア 関係人口要件

a あらかじめ県や村の移住支援窓口等へ相談している者

b 村のワーケーション、お試し住宅の利用又はスポーツ合宿、イベント等に参加経験を有する者

c 村内におけるイベント等関係人口創出にかかる事業に携わる者

イ 地域の担い手確保の要件

a 村内で起業する者（村の主要産業である農林業経営も起業とみなす。）

b 農林水産業に就業する者（兼業は不可）

c 事業継承者（後継者）

d 村内事業者に就業する者

(5) 起業に関する要件

1 年以内に熊本県が要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(支援金の額)

第 3 条 支援金の額は、次の各号に掲げる移住者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 2 人以上の世帯の移住者 100 万円

- (2) 単身の移住者 60万円
- 2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算する。ただし、第2条第1項第1号アのうちdに該当する場合は、18歳未満の者一人につき30万円を加算する。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を申請しようとする者は、水上村移住支援金交付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、申請年度の2月末日までに水上村長に提出しなければならない。

(1) 全ての申請者

- ア 写真付き身分証明書(提示により本人確認できる書類)
- イ 移住元の住民票の除票の写し(移住元での在住地、在住期間(第2条第1号アに該当すること。))を確認できる書類)
- ウ 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)が確認できるものに限る。)

(2) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた者(次号に定める者を除く。)

- ア 東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書又はこれに代わる書類(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

(3) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主

- ア 履歴事項全部証明書、開業届の写し又はこれらに代わる書類(移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)

(4) 2人以上の世帯の移住者

- ア 移住元の住民票の除票の写し(申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)

(5) 支援金(就業の場合)の申請者

- ア 就業先企業等の就業証明書(雇用形態、応募日等を確認できる書類)(別記第2号様式1)

(6) 支援金(テレワークの場合)の申請者(次号に定める者を除く。)

- ア 就業先企業等の就業証明書(自己の意思等を確認できる書類)(別記第2号様式2)

(7) 支援金(テレワークの場合)の申請者(個人事業主)

- ア 就業先企業等の就業証明書(自己の意思等を確認できる書類)(別記第2号様式3)
- イ 業務委託契約書等(申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類)
- ウ 開業届の写し又は確定申告書の写し

エ 申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可）

（8）支援金（本事業における関係人口の場合）の申請者

ア 第2条第4号の該当する項目において証明できるもの

（9）支援金（起業の場合）の申請者

ア 起業支援金の交付決定通知書の写し

（支援金の支給）

第5条 水上村長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適当であると認めるときは、予算の範囲内で支援金の交付を決定し、熊本県移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（支援金の請求）

第6条 支援金の請求書は、移住支援金交付請求書（別記第4号様式）によるものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、熊本県移住支援事業に係る移住支援金交付決定通知書再交付願（別記第5号様式。以下「再交付願」という。）を水上村長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第8条 水上村長は、前項の再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに熊本県移住支援事業に係る移住支援金交付決定通知書（再交付）（別記第6号様式）を申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第9条 水上村長は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（支援金の返還）

第10条 水上村長は、支援金の支給を受けた者が次の各号に定める区分に応じて掲げる要件に該当する場合、当該各号に定める支援金の額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、知事に協議のうえ、水上村長が認めた場合は、この限りでない。

（1） 次のアからエまでに該当する場合 全額

ア 虚偽の申請であることや居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 支援金の申請日から3年未満で本水上村から転出した場合

ウ （就業の場合のみ該当）支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 要領に規定する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消さ

れた場合

- (2) 支援金の申請日から3年以上5年以内に本水上村から転出した場合
半額

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月17日から施行し、改正後の令和6年度(2024年度)水上村移住支援金交付要綱の規定は、同年7月5日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の水上村移住支援金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後に本村に転入した者に適用し、同日前に本村に転入した者は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の水上村移住支援金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以後に本村に転入した者に適用し、同日前に本村に転入した者については、なお従前の例による。